

第1号「2021年度一般会計補正予算」、第4号議案「保護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する反対討論

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。第1号議案「2021年度一般会計補正予算」、第4号議案「保護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する反対討論を行います。

まず第1号議案「2021年度栃木県一般会計補正予算4号」についてですが、反対する最大の理由は、那珂川町に建設中の県営最終処分場整備運営事業費の大幅な増額が盛り込まれていることです。補正額は8億8千6百万円余で、当初予算の約3倍です。増額の理由は、処分場の埋め立て地を取り囲む盛土の土質改良工事の追加です。計画量40万立方メートルの半分の20万立方メートルにセメントを混ぜるなどの改良が必要になったとのことですが、現地で発生した土を使うことが基本計画に明記されていたにもかかわらず、深く掘削した部分の土の調査は行っていませんでした。盛土の構造物は、埋められたゴミ等の流出を防ぎ、処分場の安全と環境を守る上で基本となるものです。このようなことでは基本計画それ自体の安全性への懸念が払拭できません。

総事業費についても、今回の補正予算で収まるのか、工事を進めるにつれさらに増えるのではないかと懸念されます。基本計画の時点で128億円でしたが、昨年度も増額され、今回の補正予算により142億円となる見込みです。公共事業のあり方として、補正に次ぐ補正により、事業費がふくれあがるのが常態化していることに県民の批判の声があることを執行部はしっかりと受け止めていただきたいと思えます。

補正予算のその他の事業は、おおむね新型コロナ対策関連予算で、これらに反対するものではありませんが、コロナ封じ込めの鍵となる検査とワクチン接種対策などの遅れを打開するものとは言えません。検査については、国の検査抑制方針に従い、無症状者を含む社会的検査が十分行われてきませんでした。感染力の強いデルタ株への置き換わりが懸念され、ワクチン接種がある程度進んでも、無症状の感染者を早期に隔離・保護するための検査はますます重要です。エッセンシャルワーカーへの定期的検査、無症状の人のPCR検査を県全体で実施している広島方式を取り入れること求めます。64歳以下へのワクチン接種を促進するため、県ワクチン接種センターを宇都宮以外の地域にも増やすことが必要です。先を見越した対策強化を求めるものです。

続いて第4号議案「保護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例の制定について」のべます。この条例は生活保護法において国の省令を踏まえ県が定めるとされているもので、省令の一部改正に伴い県条例を全部改正します。

問題だと考えるのは、条例の改正事務を効率化するためとして、今後は、県の基準が省令と同じ基準である場合は省令の規定を引用する方法へと改めることです。国の省令では、今回追加されたハラスメント防止策は「参酌すべき基準」に止められており、感染症対策は「従うべき基準」となっているものの2024年度までの経過措置が設けられているなど十分とは考えられません。困難を抱えた人々の保護や人権にかかわる施設をよりよいものにするため、全国一律の省令基準に従うだけでなく県独自の基準による補強が求められます。

また、条例改正の機会が減ることは議会のチェックも減ることになり、県民の声が届きにくくなります。この間、高齢者・障害者・児童福祉施設等についても同様の条例改正が行われましたが、これを働き方改革の一環、効率化として評価することには違和感を感じます。県の仕事のあり方にかかわることとして是とすることはできません。以上で日本共産党栃木県議団の反対討論といたします。

